

統計調査業務の民間開放に向けた具体的方策の検討について

府省名： 環境省

1. これまで、どのような検討を行ったのか

『統計調査の民間委託に係るガイドライン』において、「国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査を民間開放する場合には、公共サービス改革法を積極的に活用する。」と示されたことを受け、環境省所管の統計調査について、民間委託の実施状況を確認し、既に民間委託を実施している統計調査であっても、より高い質の確保を図るという視点から、公共サービス改革法の対象とすることが適切な調査があるかどうか検討を行った。

2. 公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行う統計調査及びその選定理由（対象とする調査がなかった場合、その理由をお書き下さい。）

・ 水質汚濁物質排出量総合調査（調査の概要については、別紙参照）

（選定理由）

本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業所における水質汚濁物質量の排出量等を把握し、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基本的かつ重要な調査であり、より高い質の確保を図る必要があると思われる。

約 41,000 の対象事業所に対して行う全数調査である。

国直轄の郵送調査である。

現在、「効果的な公害防止取組促進方策検討会」において、事業者における排水の測定の方法についても検討されており、検討結果によっては調査方法が大きく変わる可能性があるため、効果的な公害防止取組促進方策の方向性が固まった段階で、公共サービス改革法の対象とすべきかどうか、具体的に検討していきたい。

3 . その他、今後の統計調査業務の民間開放について具体的な取組（検討中のものを含む）があれば記載して下さい。

今後ともオンライン調査の推進等、報告者の負担軽減及び業務の効率化を一層図っていくとともに、公共サービス改革法の対象としていない調査についても、引き続き、対象とすることの可能性について検討していきたい

水質汚濁物質排出量総合調査の概要

1 調査目的

水質汚濁を効果的に防止するためには、各種発生源からの汚濁物質の排出を抑制することが必要であるが、合理的かつ効果的な排出規制等を行うには、汚濁物質の全国的な排出源と排出量を把握しなければならない。このため、本調査は、水質汚濁防止法の規制対象事業場における水質汚濁物質の排出量等の動向を把握して、排水基準の設定及び見直しに役立てるための基本的かつ重要な統計資料とすることを目的とする。

2 調査内容

(1) 調査対象

本調査は、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場・約291,000特定事業場）のうち、一日当たりの平均的な排水量が 50 m^3 以上である工場・事業場、有害物質使用特定事業場（合わせて約41,000事業場）を対象として実施する（うち鉱山保安法該当分の約100事業場は、経済産業省所管）。ただし、下水道に全量排水する工場又は事業場は、排水に関する測定が実施されていないため、除く。

(2) 調査項目

本調査は、水質汚濁防止法に定める水質汚濁の防止に関し、工場・事業場からの汚濁負荷量（排水量×汚濁物質<生活環境項目・健康項目（有害物質）>の排水濃度）を的確に把握することを目的とするため、調査対象事業場における次の4項目について調査する。

従業員数、出荷額等の事業規模、稼動状況、産業分類等の工場・事業場概要

用排水量の実績

生活環境項目の排水濃度

有害物質の使用・製造状況と排水濃度

上記4項目は、汚濁負荷量を把握するための必要最小限の項目であり、これらのうちひとつでも項目が欠落すると、汚濁負荷量の的確な把握が困難となる。

別紙資料

(3) 調査対象年度

本調査で対象とする水質汚濁物質の排出量等は、前年度における実績値である。

(4) 調査実施期間

毎年10月

(5) 調査方法

本調査は、調査対象事業場へ水質汚濁物質排出量総合調査票を個別配布し、回答を得るアンケート方式にて実施する。

(6) 調査の実施経路

環境省所管分：環境省	民間委託会社	調査対象者
経済産業省所管分：経済産業省	鉦山保安監督部	調査対象者
	民間委託会社	環境省

(7) 予算額

平成19年度：約25,200千円

環境省所管の統計調査

統計法に基づき環境省が実施する統計調査は、下記のとおり。

1. 指定統計調査

該当無し

2. 届出統計調査 5本

- ・一般廃棄物処理事業実態調査（廃棄物リサイクル対策部廃棄物対策課）
- ・産業廃棄物排出処理状況調査（廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課）
- ・自然公園利用者数調べ（自然環境局総務課自然ふれあい推進室）
- ・水質汚濁防止法施行状況調査（水大気環境局水環境課）
- ・大気汚染防止法施行状況調査（水大気環境局大気環境課）

統計報告調整法に基づき実施する統計調査は、下記のとおり。

3. 承認統計調査 3本

- ・大気汚染物質排出量総合調査（水大気環境局大気環境課）
- ・水質汚濁物質排出量総合調査（水大気環境局水環境課）
- ・環境にやさしい企業行動調査（総合環境政策局環境経済課）

なお、平成19年度より新たに環境投資等実態調査（総合環境政策局環境経済課）を実施することになっており、現在総務省への申請手続き中。